

インバウンド高付加価値旅行者向けオウンドメディア海外 PR 業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

インバウンド高付加価値旅行者向けオウンドメディア海外 PR 業務

2 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 趣旨・目的

兵庫県におけるインバウンド市場の復活に向けては、2019 年度市場における都道府県順位が消費額 10 位、訪日外国人数 11 位と上位にありながら、ひとり当たり消費額が 41 位と低迷していた状況の改善が急務である。そのためには観光庁が推進する高付加価値な旅行者インバウンド観光地づくりを意識したマーケティング活動が必要であり、観光本部では現在、観光コンテンツ整備とツアー造成及びそれらを世界に向けて販売可能な CRM（顧客関係管理）を組み込んだオウンドメディアを構築している。そこで、これらの取り組みを効果的に世界に知らしめる戦略 PR を展開する。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という）

5 委託料

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務の内容

- (1) 主に北米（英語圏）をターゲットとする戦略 PR 計画作成
 - ・ 47 都道府県の中で兵庫県を差別化するとともに世界にアピールする手法を提案すること。
 - ・ オウンドメディアへのアクセス獲得を最適化させる動画活用マーケティングを実施すること。
- (2) 兵庫県の観光魅力を世界にアピールする動画を活用した効果的なプロモーションの実施
 - ・ オウンドメディアを広く海外に認知させるために、同サイトのトップページを華々しく装飾する動画を作成すること。
 - ・ 動画については、30 秒と 60 秒の 2 種類を制作すること。
 - ・ BGM 等、音源編集を含むこと。
 - ・ オウンドメディアのトップページに活用する以外に、YouTube で公開をすること。

- ・YouTube アカウントで公開するにあたっては、必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること。また、観光スポットへの導線を設けること。
- (3) SNS を活用したプロモーション施策
 - ・Google 社及びMeta 社におけるプラットフォーム開設に必要な全ての設定を行うこと。
 - ・広告配信をすること。
 - ・広告を効果的に運用することで、公開数の最適化を行うこと。
 - ・広告の目標リーチ数は 15,000 リーチとすること。

7 成果物の提出等

- (1) 戦略 PR 計画の計画書
- (2) 動画作品の電子データ
納品は編集可能なデータ形式とすること。
- (3) SNS を活用したプロモーション施策の実績報告書
受託者は、本事業が終了したとき、広告配信・運用に係る詳細な「実績報告書」を提出すること。
- (4) 提出場所
公益社団法人ひょうご観光本部
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階)
- (5) 提出期限
令和 6 年 1 月 31 日 (水)

8 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、インバウンド高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、速やかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務終了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の趣旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾

の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

(1) 著作権の取扱い

この契約により制作される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された動画を含む全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

10 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託

者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保険金の全部又は一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記 (1) により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。

16 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分に認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。